

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第10回）	平成28年 1月15日（金） 14:00～14:30
	前回（第9回）	平成26年 6月 6日（金） 14:30～15:20
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	女川町復興整備計画（案）について （1） 土地利用基本計画の変更に係る事項（法第48条第1項第1号の協議） （2） 都市計画の決定又は変更に係る事項（法第48条第1項第3号の協議） （3） 地域森林計画区域の変更に係る事項（法第48条第1項第6号の協議）	
出席者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 我妻 賢一 復興推進課 参事 伊藤 勝基 復興推進課 係長 佐藤 友希
	学識経験者	国土利用計画審議会会長（東北工業大学 名誉教授） 稲村 肇 宮城県森林審議会 委員 川村 正司
	国土交通省	国土政策局総合計画課国土管理企画室 課長補佐 湯原 麻子
	林野庁	森林整備部計画課 森林計画指導班 森林調査技術専門官 土屋 禎治
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 署長 春日 智
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大沼 伸 宮城復興局 政策調査官 丹野 栄 宮城復興局 参事官補佐 鈴木 明美
	宮城県	土木部都市計画課 技術副参事兼技術補佐（総括） 堀米 健 土木部復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括） 鈴木 昌寿 農林水産部林業振興課 課長 小杉 徳彦 震災復興・企画部地域復興支援課 部副参事兼課長補佐（総括） 菅原 修

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課）

- ・出席者紹介（時間の都合上、配布した出席者名簿にて確認）。
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告。
- ・傍聴人への注意。

2 議 事

女川町復興整備協議会規約により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

（女川町副町長 東野）

議事の流れとしては、まず復興整備計画の全体について事務局から説明を行った後、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、都市計画決定に関する事項、地域森林計画区域の変更に関する事項及び土地利用基本計画の変更に関する事項がございますので、それぞれについて説明をして、質疑を行います。

最後に復興整備計画全体について了承いただけるかをお諮りします。

それでは、女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課長 我妻）

復興整備計画（案）の変更部分について説明

（女川町副町長 東野）

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し。

（女川町副町長 東野）

今回の女川町復興整備計画では、12ページ（4-①）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画変更について事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課 係長 佐藤）

女川町復興整備計画（案）都市計画に変更について説明

（女川町副町長 東野）

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することはございませんか。

（土木部都市計画課 技術副参事兼技術補佐 堀米）

今回の変更につきましては、住宅の配置計画や造成計画を見直しするなど事業変更に伴うもので、県としては支障がないものと判断いたします。

（女川町副町長 東野）

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し。

（女川町副町長 東野）

次に今回の女川町復興整備計画では、12ページ（4-①）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 係長 佐藤)

女川町復興整備計画(案) 地域森林計画区域の変更について説明

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することはございませんか。

(農林水産部林業振興課長 小杉)

東日本大震災復興特別措置法に基づきまして、共同作成者である宮城県知事が平成27年12月10日から12月24日までの間、当該事項について県庁および女川町を含む関係機関で縦覧をいたしました。その結果、意見はありませんでした。補足は以上でございます。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、宮城県森林審議会 委員 川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会 委員 川村)

確認いたしますが、A3の付録図面の2枚目の南側になりますが、緑色で変更を要する区域ということで7.2haが除外対象から外れるということですが、これは集団移転の宅地の需要が減ったために、ここから除外するという事でよろしいですか。

(女川町事務局 復興推進課長 我妻)

はい。そのとおりでございまして、緑色でかなり広く塗っておりますが、当初は3倍の規模の高台造成をやると思っていました。住民意向の関係でどうしても数が減ってきましたものですから、女川全体の縮小を小乗地区で一括して、当時の3分の1になりましたが、縮小をかけて全体のバランスをとったことによるものです。

(宮城県森林審議会 委員 川村)

わかりました。地域森林計画の変更については、異論はありません。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。

続きまして、東北森林管理局 宮城北部森林管理署長 春日様、いかがでしょうか。

(宮城北部森林管理署長 春日)

地域森林計画の変更については、異論はございません。資料の中で、補足資料と元の資料の不一致があるようですが。

(女川町事務局 復興推進課長 我妻)

大変失礼いたしました。補足資料のほうを訂正いたします。まず、再設定をかける面積ですが、7.27haに訂正をお願いいたします。除外する面積ですが、3.87haということで、差し引きが

3. 4 h a となります。本文の資料が正しいということでご理解をお願いしたいと思います。

(女川町副町長 東野)

失礼いたしました。続きまして、林野庁 森林整備部 計画課 土屋様、いかがでしょうか。

(林野庁 森林整備部 土屋)

再設定する区域については、森林の伐採等は変更前に行われていたのでしょうか。それともまったく手のついてない状況でしょうか。

(女川町事務局 復興推進課長 我妻)

森林の伐採のことですが、変更のほうが早く判明していたということで、伐採しないで自然のままという状況でございます。

(林野庁 森林整備部 土屋)

わかりました。今回の地域森林計画の変更については、特段、異議はありません。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございました。その他、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

ないようですので、次の議事に進みます。

次に今回の女川町復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 係長 佐藤)

女川町復興整備計画(案)土地利用基本計画の変更について説明

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございませんか。

(震災復興・企画部地域復興支援課 部副参事兼課長補佐 菅原)

特段、補足説明することはございません。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございました。ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、国土利用計画審議会 会長、東北工業大学 名誉教授 稲村様、いかがでしょうか。

(国土利用計画審議会 会長 稲村)

土地利用としてはむしろ望ましいことではないかと思っています。まったく異存はございません。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございました。

続いて、国土交通省 国土政策局総合計画課 湯原様、いかがでしょうか。

(国土政策局総合計画課 湯原)

土地利用基本計画の変更につきましては、こちらとしても異論はございません。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

ないようですので、それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。異議なしということで了承されました。

以上で議事を終了致します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、『第10回女川町復興整備協議会』を終了します。

本日は、ありがとうございました。

○協議結果

- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会で了承された。
- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会で了承された。
- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会で了承された。